

2022 年度第 1 回浜松市総合教育会議議事録

開催日時：2022 年 7 月 11 日（月）15:00～16:30

出席者：市長、教育長、安田委員、黒柳委員、田中委員、神谷委員、鈴木委員

傍聴者：5 名、報道関係者 11 名

開催場所：浜松市役所庁議室

次第

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 2022 年度の協議事項など
- 4 協議事項
いじめ問題への対応について
- 5 閉会

1 開会

（企画調整部長）

ただいまから、2022 年度第 1 回総合教育会議を開会いたします。

本日の出席者は、お手元の次第の次の資料、出席者名簿のとおりでございます。それでは、会議の開催にあたりまして、市長からごあいさつをお願いいたします。

2 市長あいさつ

（市長）

はい。それでは、第 1 回の総合教育会議開催にあたりまして、教育委員の皆さまには、ご多用の中ご参加をいただきまして誠にありがとうございます。今日はいじめ問題についての対応について、皆さまと協議してまいりたいと思っております。

現在、国のガイドラインに沿った、いじめ防止等のための基本的な方針の改定作業を進めておりまして、また、教育委員会の附属機関として第三者委員会を設置するとともに、市長部局では調査を専門とする専門家チームの設置を準備しているところでございます。

いじめは、皆さまもご承知のとおり根絶が難しいものであり、重大事案が起これると、対症的に対応を強化するのですが、また時間がたつと緩んでいくという、この繰り返しではないかなど。これは浜松市に限ったことではありませんが、いじめは許されないという認識のもとに、いじめが生じないような環境づくりと、またそのいじめ問題が生じたときには、重大事案になる前に早期に手を打っていくということが肝要ではないかなと思っ

ております。

今日は、そうしたことにつきまして、皆さまから忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。限られた時間ではありますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3 2022年度の協議事項など

(企画調整部長)

ありがとうございました。

それでは、お手元の次第の3「2022年度の協議事項などについて」、事務局から資料1に基づいて説明をお願いいたします。

(企画課長)

2022年度の協議事項などについて、資料1をお願いいたします。

本年度の協議事項でございます。まず第1回は、「いじめ問題への対応について」をご協議いただくことになっております。

論点につきましては、相談手法の拡充と周知について、いじめへの組織的な対応について、ということで、ご協議をいただきたいと考えております。

第2回は12月15日(木)を予定しております。協議事項といたしましては、放課後の子供の居場所づくりについて、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について、こちらは昨年度第2回での継続事項となっているものでございます。

説明は以上でございます。

(企画調整部長)

それでは、本日の議題に移ります。ここからの進行は市長をお願いします。

4 協議事項

いじめ問題への対応について

(市長)

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。次第の4協議事項「いじめ問題への対応について」でございますが、まず事務局から資料2について説明をお願いします。

(指導課長)

本日の協議のテーマ「いじめ問題への対応について～いじめ未然防止及び早期発見に向けた取組～」について、本日は6つの内容をご説明いたします。

導入として「1 いじめに関する定義」「2 いじめの防止等のための基本方針」について、

提言に関する内容として「3 浜松市いじめ問題再調査委員会からの提言」「4 提言を受けて」について、本日の論点に関することとして「5 いじめの防止等の主な取組」「6 本日の論点」についてでございます。

はじめに、1 「いじめ」に関する定義についてです。いじめ防止対策推進法第 2 条において、いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う、心理的または物理的な影響を与える行為であって、これにはインターネットを通じて行われるものを含みます。当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義されております。

(2) 「いじめの解消」についての定義は、国のいじめの防止等のための基本的な方針には、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要があります、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする、とされております。

2 つの要件とは、①被害者に対する心理的または物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも 3 カ月が目安となっております。②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。この 2 つの要件が解消の定義です。

(3) 「重大事態」の定義については、いじめ防止対策推進法第 28 条において、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が、相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、と定義されております。この場合の相当の期間というのは 30 日を目安としております。

次に 2 いじめの防止等のための基本的な方針についてご説明いたします。

(1) 浜松市いじめの防止等のための基本的な方針については、2014 年 3 月、いじめ防止対策推進法に基づいて策定されました。大きく 3 つに分けられています。

内容については、第 1 に、いじめの防止等のための基本的な考え方として、いじめの定義、いじめの理解、いじめに対する基本的な考え方等について、第 2 は、浜松市はいじめの防止等のための対策として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための、浜松市、家庭、学校、地域の役割と取組について、第 3 は、重大ないじめの問題への対処として、重大事態の発生と調査、調査結果の報告を受けた市長による再調査および措置について示されております。

(2) 学校いじめ防止基本方針については、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいて、各学校が方針を策定しております。

主な内容としましては、いじめの防止等のための基本的な方向として、いじめの定義、いじめの理解、いじめの考え方など、いじめの防止等の対策として、校内対策組織の設置、いじめの未然防止、早期発見、早期対応など、重大事態への対処として、重大事態の意味、調査、調査組織、結果の提供および報告等が示されております。

次に、3 浜松市いじめ問題再調査委員会からの提言について説明いたします。

(1) 浜松市いじめ問題再調査委員会は、法に基づき 2014 年 3 月に条例を制定しました。法では、いじめの重大事態事案の調査結果報告を受けた市長が、重大事態の対処または当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、必要があると認めるときに、附属機関を設けて調査を行うと定義されております。

本市の委員につきましては、弁護士、精神科医、保護司、公認心理師、学識経験者の 5 人で組織されており、2020 年 3 月、重大事態事案について、市長が再調査を行う必要があると判断され、いじめ問題再調査委員会による調査を開始いたしました。

そして 2022 年 3 月、いじめ問題再調査委員会から調査結果報告書が提出され、重大事態への対処や同種事態の発生防止等のための 4 つの提言が浜松市に対して示されました。4 つの提言について説明いたします。

提言 1 として、いじめ重大事態の調査について、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえた調査を確実に実施するために、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を行うとともに、いじめの重大事態の調査組織を見直すこと。

提言 2 として、各小中学校におけるいじめ対策組織の適正化について、未然防止、早期発見と事案の対処について、各小中学校のいじめの対策組織が確実に機能するよう、学校における基本的な方針を見直すこと。併せて、学校の組織が適正に機能できるよう必要な措置を市教育委員会が講ずること。

提言 3 として、市におけるいじめ防止対策の体制について、点検と見直しが確実に行えるような体制を整備するよう、市長の責任の下「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を行うこと。

提言 4 として、本事案への対処について、被害生徒および保護者への支援を行うことと、加害生徒への指導の機会を模索することの 4 つの提言が示されました。

提言を受けて現在取り組んでいる内容、これから取り組んで行く内容について説明いたします。

(1) いじめ調査等の公平性、中立性の確保のために条例を制定し、浜松市いじめ問題第三者委員会を設置しました。教育委員会の附属機関として、諮問に応じていじめの防止等のための対策、重大事態の調査に関することについて、調査、審議する役割を担います。

委員は職能団体等から推薦を受けた、学識経験者、精神科医、弁護士、臨床心理士、社会福祉士の 5 人で組織しております。

次に、市長事務部局へいじめ調査委員を設置いたします。学校や教育委員会が認知したいじめのうち、重大事態の疑いのある事案について、市長事務部局のいじめ調査委員が調査を行い、結果を教育委員会に報告する役割を担うものです。委員は弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者、元警察官等の 5 人で構成されます。

(2) 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」を改定いたします。見直しの方向性として、本方針が適切に機能しているか、点検して見直す仕組みを整備してまいります。

特に再調査委員会からの提言を受け、重大事態の調査の主体となる第三者委員会の設置や、被害者に対する調査方針の説明など重大事態への対処について、国のガイドラインを踏まえ、公平性・中立性を確保した内容にしていまいます。

また、いじめが解消している状態についても明記し、被害児童生徒を守り、安全と安心を確保する仕組みを整備していまいます。現在、浜松市いじめ問題第三者委員会に方針の改定について諮問し、検討しております。9月までには改定する予定です。

(3) 学校いじめ防止基本方針の改定につきましては、市の基本方針の改定を踏まえ、各学校で見直していまいます。見直しの内容としては、方針が適切に機能しているかについて点検し、見直しをする等、PDCA サイクルを意識したもの、いじめに係る情報の記録や管理について徹底できるもの、学校運営協議会との連携が図れるもの等について、教育委員会から概要を示し、各学校が見直し、教育委員会において確認、指導をしていまいます。本年度内に見直していまいます。

次に5 これまでの本市におけるいじめ防止等の主な取組について説明いたします。

(1) 未然防止・早期発見についてです。6月12日を基準日として、「いのちについて考える日」の取組を行っています。今年度は特に、子供自らがいじめについて考える機会となるよう、各学校で創意工夫して実施することを教育長が校長へ伝えております。

「児童生徒へのアンケート」については、教育委員会として、市立小中学校の小学校4年生から中学校3年までを対象に3年に一度実施しております。法に基づきいじめの傾向等を踏まえて対策を検討し、いじめの未然防止や早期発見、早期解決を目指し調査研究を推進しています。学校はいじめの未然防止・早期発見等を目的として定期的にアンケートを実施しています。

「こころの健康観察」については、市立小中学校の児童生徒を対象にメンタルヘルスに関する質問調査を実施し、配慮が必要な子供の支援につなげております。これはいじめや不登校等の前兆として、メンタルヘルスの悪化があるという先行研究を基に2020年度より実施し、心の変化を経年でモニタリングしております。

続いて、「専門知識を有する職員の派遣・配置」については、校長経験者の生徒指導アドバイザーによる学校の巡回を行ったり、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)を配置し、活用したりしています。

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策として、「ネットパトロール」を実施しております。

また、24時間体制で「いじめ子どもホットライン」による電話相談を開設しています。ネットパトロールの年度別の推移については、グラフのとおり年々増加しており、2021年度は1,877件でした。2017年度の約1.2倍となっております。インターネット上のいじめの対応は今まで以上に重要性が増しております。

いじめの認知件数といじめ子どもホットラインの相談件数の推移グラフです。電話相談件数を棒グラフで、認知件数を折れ線グラフで示しております。グラフのとおりいじめの

認知件数が 2021 年度は 3,230 件と大幅に増加しています。これは学校で積極的にいじめを認知し、組織で迅速に対応したことが認知件数の増加につながっております。一方、いじめ子どもホットラインでの相談件数は減少しており課題となっております。

次に、いじめ防止等の主な取組の 2 つ目「組織的な対応」についてです。学校は法に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を置いています。この組織は校長を中心に、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター等の関係職員で構成されています。

いじめ対策コーディネーターは、校長が教職員から選任し、いじめに関する情報収集や学校全体のいじめ実態の把握を行う役割を担います。学校のいじめ対策組織では定期的な情報を収集・共有し、いじめ事案発生時には調査を実施します。

教育委員会は学校に対する支援や助言を行うとともに、重大事態発生時には調査を実施する機関を設置します。教育委員会が調査の主体となる場合は、指導課指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成するメンバーで調査を実施します。

「いじめ対策等専門家チーム」は浜松市独自のもので、2013 年 4 月に設置されました。構成員は弁護士、学識経験者、精神科医、臨床心理士、元警察官等で構成され、いじめ等の事案に対して専門的な知見に基づき、教育委員会や学校へ指導・助言を行っております。

次に、5 いじめ防止等の主な取組、(3) 教職員の資質向上についてです。表にございますとおり、初任者、6 年目、ミドルリーダーなど、経験に応じた研修を実施しております。また、生徒指導担当やいじめ対策コーディネーターを対象に大学教授等を講師に迎え、職能に応じた研修を実施しております。

さらに (4) いじめに関する校内研修 (OJT) を実施しております。いじめに対する教職員の共通理解や、いじめの未然防止に向けた学校風土の醸成などを目的に、校内で研修内容を共有したり事例検討を行ったりしております。

いじめが発生した場合の対応について、今回、新たに改善していくところについて中心に説明いたします。資料上段が事案が発生したときの市、学校、教育委員会での対応、中段が重大事態の対応、下段は浜松市いじめ問題第三者委員会、浜松市いじめ問題再調査委員会の対応となります。

資料上段の通常はいじめの対応は、各校のいじめ対策組織で対応し、教育委員会は学校からの相談に応じて必要な支援や指導等を行います。その際、いじめ対策等専門家チームの助言を受けることがあります。

今回、市長部局によるいじめ調査委員による調査が新規に加わります。学校や教育委員会が認知したいじめのうち、重大事態の疑いがある事案等について調査し教育委員会へ報告するものです。

もう 1 つは、資料中段から下にかけての重大事態の対処のところですが、今回の再調査委員会からの提言を受け、調査の公平性・中立性を担保するよう、国のガイドラインに基づく浜松市いじめ問題第三者委員会を設置し調査をしております。

最後に、本日の論点についてです。論点の 1 つ目は、「相談手法の拡充と周知について」

です。課題は、対面での相談をはじめ、電話での相談やアンケートへの記入をためらう子供への相談窓口がなく、悩みを1人で抱え込んでしまうこと、児童生徒や保護者がどこへ相談してよいか分からず、相談すること自体を諦めてしまうことです。

論点の2つ目は、「いじめへの組織的な対応について」です。課題は、いじめに対する教職員の理解や経験の差から、組織的な対応につながらない場合があること。専門的知識の習得機会を充実していく必要があることです。

説明は以上でございます。

(市長)

ありがとうございました。

それでは、協議に移る前に、今の説明につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

(鈴木委員)

いじめ子どもホットラインの相談件数という表がありますが、この数について、被害を受けた方、加害をした方とか、保護者であるとか、そういったところは具体的に把握されているのですか。

(指導課長)

子供よりも保護者からの相談が多いという状況になっております。年度によって異なりますが、保護者からの相談が全体の8割程度を占めております。

(安田委員)

先ほどの14ページのアンケートやこころの健康観察について、これは紙面で行っているのか、あるいはタブレット型端末で行っているのか、アンケート等のとり方と集計の仕方。

それからもう1点、今鈴木委員もおっしゃっていたことなのですが、いじめ子どもホットラインの相談件数が先ほども減少していることが課題だというお話がありましたが、これだけ減ってきている何か思い当たる理由などがあれば教えてください。なければそれを課題として捉えているということでも結構ですのでお願いします。

(指導課長)

まずこころの健康観察につきましては、タブレット型端末を使って実施をしております。集計についても手計算ではなく、回答によって振り分けがされているというところになります。

児童生徒へのアンケートは、教育委員会が行うものは3年に1回実施をしておりますが、昨年度実施したアンケートについては、ウェブを使ったアンケートを実施しております。

集計も自動でやっております。

ご質問2点目のいじめ子どもホットラインについてですが、8割程度が保護者からの相談ということで、児童生徒が相談をしにくいというか、その声を拾うことが少しできていないというところを課題として捉えております。

(市長)

1つ聞いていいですか。学校ごとにいじめ防止基本方針を策定していることになっていますが、これは共通であっていいのではないですか。なぜ学校ごとに作るのかその理由を教えてくださいののですが。

(指導課長)

基本的なものについては学校でフォーマットのようなものがございますので、そこについては共通にしているものですが、地域に応じて実態が違いますので、未然防止の取組等については、それぞれその学校の特色を生かしたものであるということで、裁量を残しております。

(市長)

そこをもう少し詳しく。例えば、どういう違いがあってどういうふうな差異があるのか、具体的に教えてください。

(指導課長)

健康教育等を実施している学校等については、学活や体育の時間の中でも、いじめの未然防止に関わるようなことをやっているというところがございます。

地域性で保護者や地域住民との連携というところに重きを置いている学校については、そうしたものを基本方針の中に盛り込んでいくというような学校もございます。実態を生かした格好で未然防止についてはやっているという状況でございます。

(市長)

それで有効性が認められればそれを横展開するとか、全市に広げていくとかいう努力はされているのですか。

(指導課長)

各学校から出されている基本方針については毎年度見直しをしておりますので、そうした良さについては研修会を通して広めていくような努力はしております。

(鈴木委員)

いじめが発生した場合の対応という表のことですけれども、先ほどいじめ対策等専門家チームに助言を求めるようなことがあると言われていたのですが、具体的に例えば学校から助言を求められてそのチームが回答するとか、教育委員会から求められて回答するとか、その辺具体的に、どういう場合何件ぐらいあるとか、どなたが回答しているとか、そういった資料はありますか。

(指導課長)

いじめ対策等専門家チームについては、年間 80 件程度の活動をしています。その中で学校が非常に対応に苦慮しているケースについては、教育委員会にも相談を上げていただいておりますが、そこで被害児童生徒に対してどのように対応していくかとか、アンケートについてどういう形式を取っていくのがいいか、保護者への説明をどのように果たしていくか等についての助言等を活動としてやっております。個別のケースが年間十数件上がって来ておりますので、そこでそれぞれの専門的知識を有する方からご意見をいただいて、教育委員会から学校へ助言内容を伝えています。場合によっては、教育委員会の指導主事も一緒になって、学校と一緒に対応していくという形を取っております。

(鈴木委員)

そうすると現状では学校からダイレクトに、専門家チームの専門家にお話を伺うことはできないのですか。

(指導課長)

それは現在はやっておりません。

(市長)

他にご質問はございますか。よろしいですか。

それでは、協議に移りたいと思います。論点が 2 つございますけれども、これも相互に関連性もあると思いますし、論点以外のこともあると思いますので、これはあくまで参考ということで、皆さまからむしろ自由に、ここからはご発言をいただきたいと思いますので、よろしく願います。どなたからでも結構でございます。

(田中委員)

先ほど指導課のアンケートをウェブで行ったということですが、今各学校で年に 2 回、3 回いじめに関して、子供と保護者に対して紙のアンケートをやっております。今児童生徒が 1 人 1 台タブレット型端末を持っておりますので、そういったものもタブレット型端末を利用してできないのかなど。集計と、その中で自動的に配慮が必要な子供を抽出す

る意味でも、そういうものを活用できないのかなという思いはございますが、いかがでしょうか。

(市長)

これはどうですか。せっかく 1 人 1 台タブレット型端末が環境整備されているのですから、今後は活用していくというのは。

(指導課長)

既に全国的にも何市か導入をしている所がございますので、本市においてもウェブを使ったものが導入できないかということを検討している最中でございます。

内容につきましては、まず学習用タブレット型端末や携帯等を使って、児童生徒がいつでも相談等を申し出られるような、そういった機能がないか。それと相談の内容を子供自らが選択をして相談しやすい機能はないか。相談に対しては学校の教員なのか。教員の中でも相談しやすい人は誰か。学校以外で行うことができるか等、未然防止、発見等についてウェブを使えないかということを検討しています。

(市長)

その活用に向けて今検討しているということですか。

(指導課長)

そういうことです。

(市長)

せっかくそういう取組をするなら、AI を活用したらどうですか。AI によって例えばいろいろな回答から分析して、重大な引っかかりをそういうところから見つけていくとか、そういうのも検討したらいいのではないですか。

(指導課長)

市長ご指摘のとおり、重大ないじめが起きる場合には特徴がございますので、そうしたものをアラートとして AI を使って判断できるような仕組みができるかどうかということも含めて、検討している最中でございます。

(市長)

他にご意見は。

(安田委員)

今のようなAIを使ったというのは、現実にも他市でやっている所があるのでしょうか。

(指導課)

他市の状況につきましては、アンケートを使ってやっている所はございますが、どういった場合にいじめが重大になるかというところの、分析の資料が不足しているということもございます。本市につきましては、教育委員会として3年に一度そうしたアンケートをとって、ある程度の特徴がつかめておりますので、そうしたものを生かしてアンケートが組み立てられないかということも含めて検討している最中でございます。

(黒柳委員)

先ほどいじめ子どもホットラインの相談件数が少なくて検証しているということですが、学校にスクールカウンセラーとかソーシャルワーカーがいるわけですが、こういうことを子供から報告を受けても、なかなかこんな些細なことで相談していいのかという、そう思っている親がいます。私もいろいろ聞かれることがあって、何気ないことでも学校に相談してと言うのですが、やはりしにくい。

学校だと私が相談したことで、子供にまた何かあるのではという不安がある保護者も多くて、そういったところから、学校以外にもいじめ子どもホットラインのような相談窓口があるよというような周知をする。保護者の相談が増えているというアンケートでしたが、そういった所をもっと手軽に利用できるような形でできるとよいと思います。

今学校から「さくら連絡網」というメールが来るわけですが、そういった所に案内を出すとか、気楽にアピールできるようなシステムができたらいいかと思います。

(市長)

保護者の皆さんから見て相談の敷居が高いということですか。

(黒柳委員)

些細なことも聞けない親で、ましてやコロナで部活動とかで保護者が集まることなくなってきたり、孤立している方がいるというのは確かに現状あります。

(安田委員)

今のことに関連してですが、さくら連絡網というのは一方的なのですか、双方向ですか。それはどうですか。

(黒柳委員)

今は欠席連絡のみです。

(安田委員)

例えばさくら連絡網の中に相談したいことがあるとか、時間があるときに電話が欲しいとか、何かそういう項目を入れて保護者がそれで連絡をとるとするのは可能なのですか。

(指導課長)

さくら連絡網は双方向は可能なのですけれども、1対1の対応となると難しいというところがございます。

(安田委員)

欠席は1対1でないのでしょうか。欠席はまた違うのですか。

(指導課長)

欠席の連絡については、保護者が学校に出していきますので、それに対する回答というのは、実際はその子だけというのはできない形になっております。

(安田委員)

例えば、相談したいことがありますという連絡を送ることは可能ですか。

(指導課長)

それは可能です。

(市長)

逆に学校から保護者へのアプローチというのは、さくら連絡網を使わなくてもいくらでもある。個人的な携帯に連絡するとか。最初の取っ掛かりとしては使えるかもしれないですね。

(神谷委員)

相談窓口は広い方がいいと自分は思っています。子供自身では今だと SNS の LINE の窓口なんかは、すごく有効なのではないかと思っていて、市としても「わかば」という窓口を7月から、期間限定だったと思いますが設置するように聞いています。

こういったものが常設、どこの部署の下に置くとか管轄にするかは別にしても、外国人の方もいらっしゃるでしょうし、いろんな方がいらっしゃるの、窓口は広くした方がいいのではないかということです。実はいじめられている方の相談もそうですが、こういう子がいじめられているよというのも、本当はすごく先生に言いにくく、子供からするとそれを見たり言ったりするのがすごく怖いという感情があるようです。そういうことを見過ごさなかったり伝えられたりするようなもので、連絡するにしても、いじめられている

子だけでなく、この子がこんな感じでちょっとみたいなのがあると、陰口とか言われずにできることもあると思うので、そういった感じの窓口もあればいいのではないかと思います。

(市長)

要は、客観的に見ていじめられているだろうと認識しても、それを例えば担任の先生とかに言えないということですね。

(神谷委員)

そうですね。あとけんかや、ちょっとしたからかいなのか、いじめなのかというのは、子供に判断を委ねるのはすごく難しいので、どの程度のことを先生に言うのかためらうところはあると自分の子供は言っています。

(市長)

単発的なけんかみたいなのと、繰り返し陰湿にやられるのとは、子供でも状況は分かりますよね。そういうのも言いにくいですかね。

(神谷委員)

子供の社会では言いにくいところがあります。

(田中委員)

今のお話からよろしいですか。私も常々思っていたのですが、年に何回かアンケートをとられましても、それがいつの話かとか、そういうことになるのですね。そここのところを即時的に、本人も相談したいでしょうし、それを見たよということも即時的にお話をしたいというところで、チャットなりそういうもので、教育委員会が把握するのかどうかを含めてですけれども、その対応をしていただけるとありがたいです。

(市長)

今の点は大事だと思います。アンケートも段々やっていると、アンケートのためのアンケートみたいになって、本当にきちんとそれに対して対応しているのかということになる。漫然と形式的になってないですか。

(教育長)

定期的に行っており、市長がおっしゃるとおり、形式化しているところもあると思います。そういった意味ではタブレット型端末は、随時対応できるような体制がとれると思います。

(市長)

アンケートだって、いつ頃からやっているのか、随分前からやっているわけでしょう。

(指導課長)

かなり前から実施しております。

(市長)

アンケートもそうですし、こういういじめ対策組織みたいなものをきちんと作るというのも、これも前からやっていたわけでしょう。

(指導課長)

やっております。

(市長)

けれども 2020 年の事案みたいなことも起こるわけですね。機能しなかったということです。

(指導課)

この事案についてはそうです。

(安田委員)

先ほどから即時性という話がありましたけれども、せっかくのタブレット型端末だったら、トップ画面に、簡単にそこを押せば、書けるスペースもあって、個別に会いたいとか、そういう文言でもいいですし、そういうものもいいのかなと思います。そうすると、市長が言ったように、年に何回かのアンケートが、アンケートのためのアンケートになっては本末転倒なので、常に相談窓口を開いているというのを分かるようにするのも 1 つ大事だなと思います。

今 AI とかタブレットの話を進めていますが、もう 1 つ各子供たちが学校ごとに生活ノートを持っていて、ない学校もあるかもしれないですけども、そこに心の天気を書いたり日々の言葉を書いたりするときがあります。ですから、そこで例えば天気の所が毎日晴れだったのに急に雨になったり、曇りになったりしたら、学級担任が「どうしたの」という声掛けをすとか、あれは担任と子供たちとのすごくいいキャッチボールになる部分だと思います。

ただ、先生たちに空き時間がないとあのノートが見られない。私が現場にいたときも、結局空き時間がないので「見たよ」というようなはんこだけでいいにしてしまうという先生もいましたし、わりと余裕のある先生はすごく丁寧に返事を書いていて、そうやってつ

ながっている。そういったアナログのものもすごく大事にできていくといいなと思っています。

それともう 1 つ、タブレット型端末ですけど、例えば中学校で言うと各教科でもタブレット型端末を使っていると思いますが、インスタグラムの「いいね」ではないですが、タブレット型端末で意見を発したことについて他の子たちが反応する。この子の意見に賛成とかというのをやる場面があったとしたら、それを先生の所で見るときに、何人かの子は全く誰も反応していない。スルーされてしまっている子がいたら、それが 1 回、2 回、3 回きたら、ちょっとまずいなと思って声かけしてみるとか、そういう時に心ない言葉で書く子がいたらそれにすぐ対応するとか、それも先生たちにあれもやれ、これもやれ、生活ノートもやりなさい、タブレット型端末もチェックしなさいというのは酷だと思うので、それをタブレット型端末のソフトで見つける。それで、先生の所にこの人に 3 回これが付いているから気を付けてみたいなのが、今の時代だからできるのではないかなという気がしているのですが。

(市長)

いろんな事例だとかそういうものをたたき込んでみると、AI が的確に判断するようになるので、それは可能だと思います。その先生の経験だとかセンスだけに頼っていると、2 番目の論点の、経験の差から組織的な対応につながらないとかあるけれども、それをどうやって補うのだと。

仕事をしているとセンスのいい人と悪い人はどうしたっているわけです。センスのいい人は何をやらせても的確にうまくやるし、ある程度経験でカバーできる部分もあるけれども、やはり生まれ持っているところもあるから、全部の教職員にそれを求めるというのも大変なので、そこを何か AI なり先端技術で補っていくとか、それが私は必要だと思いますね。

あと皆さん、最初の入り口の所をいろいろとご意見いただいたのですけれども、対応の部分もぜひ、ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

(教育長)

今、安田委員から、AI という形になればもっと効率的でいいけれども、実際のところ教員がやるという部分については、かなり負担を強いられている部分がある。タブレット型端末の何かを押すとそれが教員側に来るというシステムは、子供が今危険信号を出しているなということが分かり、実際現場として 1 つの予防線となる。いじめに限らずよく学校であるのが、こういうことがあったので、何か教員側から子供たちに投げかける。それを直接投げかけるのではなく、子供の心情に訴えるような形の投げかけを学校側が起こすことができる。

月に 1 回のアンケートも、市長が言うように、即効性というのはなかなか難しい。また、

具体的に関連する内容を書くのも、敷居が高く、言いづらくなります。けれど、危険信号を発信するというシステムだと、学校側はそこから想像する中で、相手にアクションが起こせるようになります。

初期の段階で、子供への予防線になるから、重大になる前にある程度動きができるので、今より対応できる可能性は高くなるかなと思います。

(市長)

私はやはりこれは校長先生がキーマンだと思います。校長先生は別にあいさつ要員ではないので、リスク管理ができるかどうかというところが、資質として非常に重要かなと思っているので、校長先生の人事なんかのときに、それを重要な要件として入れるべきではないかと思います。

(教育長)

4つの校長の資質の中には、当然危機管理能力というのが入っておりますので、われわれとしても厳しく評価しています。

(市長)

みんなきちんと危機管理能力を持っているのか。

(教育長)

持っているように指導しています。

(市長)

校長先生の役割は非常に大事だと思いますが。

(田中委員)

先ほど校長の資質というところと、学校で共有がすぐできるよというお話をいただきましたけれども、その中に、校長と担任というだけではなく、ぜひそこにスクールカウンセラーだったり、スクールソーシャルワーカーだったり、そういう専門家をぜひ活用していただきたいと思っています。学校の先生だけでは抱えきれない問題になっていることもありますので、そこら辺のところは、実際今たくさん配置をされていると思うのですが、いじめに関わっていらっしゃるスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーは、実質今どのような感じなのかということも併せてお聞きしたいと思います。

(市長)

どうですか。スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーの活用状況は。

(指導課長)

スクールカウンセラーにつきましては、146 校中 83 校の校内いじめ対策組織に加わっております。スクールソーシャルワーカーについては、146 校中 77 校ということで、まだ数は少ないですが、半数程度がそういった対策組織の中に入って、実際にケースについて検討しております。

成果としての事例の 1 つですが、いじめ被害から欠席が増えた子供と、保護者への継続的なカウンセリングを実施して、そこで対人スキルとかストレス対処について、カウンセラーから助言を受けて欠席が改善された事例がございます。

スクールソーシャルワーカーの方は、いじめ加害の子供の背景にあるものが、発達に関わる特性というところから、そこから来る言動がいじめにつながる可能性が高いという認識のもとに、スクールソーシャルワーカーと保護者が一緒になって話をする中で迅速な対応ができた。そうした事例等もいくつも上がって来ております。

(田中委員)

今そういったカウンセラーの方たちが関わっていただくのは、いじめ問題だけではないと思います。不登校の問題であったり、これからはヤングケアラーの問題であったりというところで家庭に関わっていかなければいけない。そういったところで、実際人数であったり時間であったりということが、いじめの問題や不登校が増えている中で、実際に足りているのかどうかというところを教えてください。

(指導課長)

カウンセラーについては 55 人、スクールソーシャルワーカーについては 17 人ということで、田中委員ご指摘のとおり、不登校、いじめ、虐待、ヤングケアラー等、いろいろな問題が多岐にわたっております。

そうした中で、スクールカウンセラーも与えられた時間の中で最大限の努力をして、ケースに関わる時間がもっと増えれば良いというところはございますが、やれる時間内で活動しているというような状況がございます。

(鈴木委員)

今スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーということが出て来たのですが、非常に残念なのがスクールロイヤーという言葉がないと思います。文部科学省もそういう弁護士、教育委員会、学校とのパートナーシップという形で、スクールロイヤーを勧めているのではないかと思います。

実際にスクールロイヤーを採用している所の意見を聞くと、当然いじめに対する事前の、また事後の、それから先生方の働き方改革に非常に資していると評価されている制度だと思っております。ですので、なかなか簡単にどんと採用することは難しいとは思っております。

れど、できれば試行的に一度やってみようかということで、スクールロイヤーの制度を運用していただきたいというのが、私の非常に強い希望です。

(市長)

それは弁護士の先生方に一定時間そういう役割を担っていただくということですか。

(鈴木委員)

いろんな形があるらしいですけれども、例えば学校と弁護士が直でできる場合とか、教育委員会が雇用して、その教育委員会の弁護士が学校対応を兼ねるなど、藤枝市ですと、各エリアに弁護士を1人配置して、そのエリアの学校から相談を受け付けるという形で、相談であるとか、授業であるとか、研修であるとか、いろいろ対応しています。

藤枝市で実施していますけれども、評判はいいです。県教委もやっていますけれども、なかなか弁護士だと大変なのですけれども、それもうまくいっているのではないかと思います。

(市長)

それは弁護士だけでなく、今は専門家の相談体制というのがありますね。

(教育長)

現在いじめ対策等専門家チームの中に弁護士がおりますので相談を行っております。あと庁内弁護士もおりますので、教育委員会も関わりながら、学校の教員も一緒にお話を伺うというのはしています。

(市長)

弁護士の先生方は専門家として機能するとなれば、藤枝市の件なんかも調べてみたらどうですか。

(教育長)

そこは少し研究をする中で、鈴木委員のおっしゃるとおり、もう少し機動的に対応できるということだと思っております。

(市長)

何人ぐらいいるのですか。

(鈴木委員)

確か藤枝市は4人。弁護士を派遣というかエリア担当で決めているはずです。

(教育長)

4人というと、われわれの今の体制より多いということになると思います。

(鈴木委員)

今のいじめ対策等専門家チームの弁護士というのは、相談があったらどうぞという形でそこにいるわけではないですから、やはり学校の先生方がどうしようと思ったときに、うちの学校はこの弁護士に相談すればいいんだというものがあれば、即座に対応できるし、何か問題点を把握できるのではないかと思います。やはりスクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーとは、また全然違った感覚というか視点がありますので。

(市長)

それはいいかもしれない。スクールロイヤー制度を調べてみましょう。

(黒柳委員)

いじめというと先生方の初期の対応というのがすごく大事だと思っています。その時の先生の子供に対する対応の仕方というのがすごく大切だと思って、いじめではないですが、わが子に悩みがあって学校へ行きたくなくなったときに、三者面談で、学級担任から、もう少しだから我慢してということと言われて、今までずっと我慢してきたのに、なおかつまだ我慢しろということと言われてたときに、私はすごくショックを受けて、そういったことで子供が萎縮してしまうということもあります。また、先生たちの本当に初期のときの対応の仕方というのを、実践を踏まえながら研修の強化ではないですけども、特に初任者の先生なんか、大学出てすぐに担任を持つということで、そのクラスにいじめはないかといったら、そんなことはなくもしかしたらそのクラスにいじめがあるのかもしれないし、そういった相談を受けることもあるので、若手の先生たちの何気ない一言、「それくらい我慢すればいいじゃん」みたいな感じではなくて、もっと親身に捉えた対応の仕方というのが大切なので、そういった研修をしていただけたらと思います。

(市長)

研修は結構ずっとやっているんですね。

人間は課題があると積極的にそれに関わろうとする性格の人と、問題から逃げようという、そういう人もいるわけです。これだけ先生がいると、問題から逃げようという性格の先生だと、研修をいくらやってもどうなのかなという疑問を感じる。

先生の資質によって対応が変わってくると思うのだけれども、そういうことに対して、教育委員会として問題意識を持ってやっているのですか。

(教育長)

市長がおっしゃるとおり、教員によって差はあります。相談の窓口は学級担任であったり、他の顧問であったり、いろんな方がいると思うのですが、そこですぐに判断をするのではなくて、組織でやるために、学年あるいは学校体制の「報・連・相（ほう・れん・そう）」を徹底していく。そうすれば、教員の格差をなくし、常識のある形での対応となります。組織で対応するよという事で、最初に相談を受けたのは窓口であって、そこからすぐに組織でどのように対応したらいいかというようなシステムを作っていくことによって、子供のため、保護者のための対応になると思います。

そのような組織の協議が充実するためには、今おっしゃるような研修も充実させていかなければいけないと思います。まず窓口の「報・連・相」という部分について、徹底を図って行きたいと思っています。

(市長)

何回か言っていますが、結局こういういじめ重大事案が起こると、一瞬そういう緊張感が走るわけです。そういう組織的な対応は今に始まったことではなくて、前から体制があるわけです。けれども今回の再調査委員会の提言を見ても、現場の対応がまずかった、教育委員会の対応がまずかったという意見がきちっと出ているわけでしょう。それならなぜ組織的な、マニュアルもあるし対応もすると言っているのにできていなかったのかということになるわけです。だから組織、組織と行って、マニュアルだけ作っても私は駄目だと思いますね。

それを運用する点でいけば、やはり現場の校長のリーダーシップがすごく大事だと思って、組織的対応がうまく行くか行かないかというのは、校長だからあなたの責任でしょうと言いたくなるわけです。

さっき言ったように、校長先生のとりわけリスク管理の能力が高い人を校長にしていかないと駄目なのではないですかと思うわけです。その辺どうですか。

(教育長)

それはもう最優先で人選をしているところです。校長がそう思っている、教員の意識が薄くなるという部分もあるので、そこをもう少し指導します。校長自身の危機管理意識も大切ですが、それを職員にきちんと徹底をさせるという能力が必要と感じています。

(市長)

1つの学校に何百人も職員がいるわけではないから、校長は現場に入り込んでやらなければ駄目だと私は思います。指導監督というのは大事だけど、指導監督している場合ではないでしょう。あなたがリーダーとして現場に入って仕切れよということだと思います。そういうのができる人が校長先生にならないと、結局また時間がたつて行くところという間

題が起こるのではないかということに危惧するわけです。

(安田委員)

リスク管理ということにつながるとは思いますが、校長が職員、それから保護者からの小さな声に耳を傾けるというか、そこにアンテナを張り巡らして敏感にならなければいけないというのはすごく感じます。

例えばさっきの黒柳委員の話にしても、黒柳委員がそういうショックを受けた。そうすると黒柳委員がどこかでお母さん仲間にぼろっと話をする。そうするとそのお母さん仲間が担任なり誰か、例えば校長に言ってくるというところで、うまく回って行くといいのかなど。さっき市長が言っていました、ある意味そういった関わり方のうまくない人というのはいるんですね。研修をやって、こうだよ、ああだよと言って、その時は分かった気になってもやはりなかなかうまくいかない場合がある。

でも忘れてはいけないのは、その人はその部分では足りない部分があっても、こちらの部分ではすごくいいというでこぼこが一人一人にあるので、そのへこんでいる部分をどうやって補うか。たぶんそれが教育長が言った組織という言葉だと思うのですが、やはりもっと感度を上げてというのは、アナウンスをしてやっていかなければならないというのは感じます。

(市長)

本当にそうですね。そこで私は一番のキーマンは校長先生ではないかなと思うわけです。

(安田委員)

そう思います。

(神谷委員)

会社を経営している社長の身からすると耳の痛いお話で、社長もっと頑張れみたいなところもあるのかなと思うのですけれども、会社でも組織を作ればいいのか、ルールを作ればいいのか、研修したらみんなちゃんとやるだろうみたいなことではないのです。うまくそれが機能するためとか、効果を発揮するためには、自分はずごくいろんな失敗をしてきて、その土台となるようなものが、それはみんな忙しく仕事をしている中で、また新しいルール、新しいことをやれと言ってもなかなか難しくなってしまう。いじめだけではなくて、働き方改革と重なる部分も大きいですが、先生の時間的・精神的余裕をどういうふうにつくり出すかということで、もちろん先ほど多くの方が言われているように、タブレット型端末を使ったりとか、専門家に協力を委ねるのもそうですけれども、普段の仕事についても外部のサービスを利用したりとか、民間とか地域との連携をすることも必要かなと思います。

もちろんやっている仕事の棚卸もあるかと思いますが、それ以外でどういうふう
に時間を作り出すかと自分が考えたときに、添削が必要な宿題はもう出さないだろうな
と思っています。先生たちが漢字の1個、1個をチェックしてくれるのですけれども、もちろ
んありがたくないことではないですが、そこまでやることかなということ、これに賛成
してくれる人がどこまでいるか分からないですけれども、準備と練習がめちゃくちゃ大変
な運動会と音楽会は本当にやる必要があるのか。もしそういう時間があるのであれば普通
の授業をやって、その練習ではない時間とか準備の時間に余裕ができたところで、先生た
ちが研修をしたりだとか雑談をしたりして、先輩や後輩、校長先生を交えていろいろな時
間を作る、そういった環境だとか関係づくりをした方が、自分はいいのではないかと。そ
うでもしないとなかなか時間が取れないと思います。

会社はほとんどメンバーが変わることなく長年できますが、学校というのは異動が多く
て、何分の一かは毎年変わっていくので、1年ごとのチームを作って学校を運営するとい
うのは、結構大変だろうなと思います。ドラフトとかFAとかできればいいですけれども、指
名することなくこの先生が来て、年齢とかスキルとか個性とかに合わせたチームを1年
で作り上げていくというのは、かなり大変なことなのではないかなと予想されるので、校長
先生のリーダーシップももちろん大事かと思うのですけれども、いろんな意味で働き方改
革の中で、時間的・精神的な余裕ができると、よりいいのではないかなと思います。

(市長)

他にご意見、ご提言等はございますか。

(田中委員)

先ほど教育長からお話がありましたけれども、いじめの大半が、たぶん担任に言ったけ
どちゃんと対応してくれなかったというところが波及して、事が大きくなっているのでは
ないかなと、私は捉えています。

そうしますと、校長に直接お話ができるシステムを作っていただいて、校長がそこで
ちゃんと指導をするという図式を作っていただければ、責任は一切校長にありますと言える
のではないかなと私は思っています。それは自身ですごく問うていることなので答えは出
ませんけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

(市長)

なるほど。そうですね。今回のいじめ重大事態でも、担任の先生の対応が悪かったとい
うのは明確に出ています。それをきちんと校長先生に伝えるようにすれば、やはり最終的
には校長先生の責任でしっかり動かすというのは、それはそうだと思います。

(田中委員)

責任の所在がある程度明確になってきますし。

(市長)

それは大事です。

(田中委員)

教員自身もそこは指導を受ける立場なので、校長から指導を受ける、是正していくという形にしていただけるとよいと思います。

(市長)

こういう対策チームができるということだから、要は校長先生も把握してやるということですね。

(教育長)

そういうことです。対策チームは実際にできていますが、校長の所にしっかりと報告が上がっているかどうかというのが大事です。

(市長)

校長にきちんと伝わる、あるいは直接本人から校長先生に意見が言えるようなルートを作るとするのは、それは大事ですね。

(教育長)

そうしたことで、内部的な見える化ができるという可能性もあると思います。

(市長)

さっき黒柳委員が担任に我慢しろと言われて、その怒りの持って行き場はどこなんだと。その時、校長先生に相談しようと思わなかったですか。

(黒柳委員)

その先生が残るのであれば私も考えたのですが、退職予定の方だったので相談しませんでした。

(市長)

校長先生にしっかりと伝わる仕組みを作るとするのも大事かもしれないですね。他にご意見はございますか。

(安田委員)

さっきの鈴木委員の弁護士の話というのは、とても興味深く聞かせていただきました。ただこういう新規のものをやるときに、もしこれが現実になれば素晴らしいと思うのですが、カウンセラーやソーシャルワーカー自体も今足りない。その足りないのは予算が足りないのか、そういう人員が不足しているのか、それにもよりけりなのでしょうが、例えば弁護士を入れるからカウンセラーを削りましょうとか、ソーシャルワーカーを減らすとか、というふうになってしまうとよくないなど。そこら辺の予算の確保みたいなものもぜひ考えていただき、実現できるといいなと思います。

(市長)

それはそうですね。それはもう全然別の問題なので、そういうやり繰りはいくらでもできます。これで何十億予算が増えるという話ではないから、その程度のことは可能です。

(安田委員)

せっかくこの場で弁護士という話が出たときに、いいねとなって、ふたを開けたらカウンセラーが減っちゃったよというのはよくないですね。

(市長)

それは駄目です。

(教育長)

それはもう役割分担がしっかり明確に分かれているということだと思っています。

(市長)

その人件費ぐらいは捻出できますから。

(安田委員)

分かりました。ありがとうございます。

(市長)

予算的な問題はそれほどない。むしろカウンセラーなんかも、それなりの資質と資格を持った人を探そうとすると、そちらの方が大事だと思う。大変だと思いますね。

他にいかがですか。

(田中委員)

タブレット型端末を使った相談システムを構築していただけるというお話ですが、小学1

年生から中学 3 年生の子まで使いますので、ある程度学年に応じた使いやすさ、そういったものをぜひ考えていただきたいというのは、リクエストさせていただきます。

(市長)

分かりました。

(安田委員)

さっきの田中委員の話で、校長が最終的に責任を持つというのは、これはどの校長も全てそのつもりで私はいると思います。ただ、いろいろな機会を設けて学級担任からそういう話を上げてもらうようにしているときに、さっきの感度の話ですけど、学級担任がこれはその会議に上げるまでもないだろうという判断をしてしまうと、そこが駄目なんですね。上がって来ない。

だからそこについてもう少し校長に、例えば教育長がもう 1 回、何かの機会に話をしてほしい。とにかく先生たちに、あるいは保護者にもっと気楽に声を出してほしいと。最終的に、これはもうこれくらいのことだからいいよねってなれば、それで構わないので、やはりそういう姿勢で呼びかけをして行きましょうということやっていけば、私は今の浜松市の校長たちは、みんなやれるのではないかなと思っています。

(市長)

だいぶ時間も予定の時間に迫ってまいりましたけれども、あと何かこれだけはということがありましたら。

(安田委員)

もう 1 つ研修のことでいいですか。事例研究というのはすごく具体的でいいと思いますが、全ての先生たちがなかなかそういうものに参加するのは難しい。昨年度あたりコロナの関係で、教育センターがウェブを通した研修をすごく発信をして、放課後に短い時間で勉強できるというようなものを作って、すごく成果があったというふうにも聞いています。ぜひその中にもいじめの事例研究的なものを組み入れてやって行くと、もっとも現場にとってもいいものになるのではないかなと思います。

(市長)

それはそうですね。子供もそうですが、先生も時間をかけて教育センターまで行かなくても、ウェブを使ってオンラインで研修受けてもいいですよ。ただでさえ時間がないって言っているのですから。確かにそうですね。

他にこれだけは言い残したということはありませんか。よろしいですか。

では、ありがとうございます。皆さんからいろいろ貴重なご意見をいただきまして、1

つは今タブレットが普及をしましたので、これをうまく活用して、できるだけ相談しやすい体制を構築していただきたいというのが、皆さんからのご意見であったと思います。

また、いじめ対応につきましては、組織対応をしっかりと、個人の足らざるところを補っていくということと同時に最後の責任者は校長先生なので、そこにしっかり情報が伝わるように、仕組みづくりですね。

それから鈴木委員からは、スクールロイヤー制度が有効なので、ぜひ検討をしていただきたいというお話がありましたので、早速これについても調査して検討していきたいと思っております。

これは大事な課題なので、また少し時間を置いて、どれくらい浜松のいじめに対する取組が深化をしたのかというのを、例えば 1 年後にまたこういう会議で検証してみるということが大事だと思いますので、またこの総合教育会議でテーマにして行きたいと思っております。

ということで、本日は活発なご意見をいただきましてありがとうございました。
事務局にお返しします。

(企画調整部長)

ご協議ありがとうございました。

これをもちまして、第 1 回総合教育会議を閉会いたします。ありがとうございました。

(終了)